

第7回規制改革会議

議事次第

〔平成25年4月17日(水)13時00分～15時00分
中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室〕

(開 会)

1. 東京都等からのヒアリング(保育に係る規制改革について)
2. 国際先端テストについて
3. 健康・医療ワーキング・グループからの報告(再生医療・医療機器)
4. エネルギー・環境ワーキング・グループ中間報告

(閉 会)

(資料)

- 資料1-1 東京都提出資料
- 資料1-2 特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター事務局長/公益社団法人日本サードセクター経営者協会執行理事/一般財団法人こども財団理事 藤岡喜美子氏提出資料
- 資料1-3 厚生労働省提出資料
- 資料1-4 保育チーム提出資料
- 資料2-1 国際先端テストについて(案)
- 資料2-2 国際先端テストの対象項目
- 資料3 健康・医療ワーキング・グループ提出資料
- 資料4-1 エネルギー・環境ワーキング・グループ中間報告
- 資料4-2 エネルギー・環境ワーキング・グループ検討項目一覧表

長谷川委員提出資料

東京都における保育サービス拡充の取組について

- 1 東京都の子供の状況
 - 1-1 就学前児童の状況と待機児童数の推移
- 2 東京都の取組
 - 2-1 待機児童解消に向けた取組
 - 2-2 認証保育所制度の創設と国への提案要求
 - 2-3 認可保育所と認証保育所の制度比較
 - 2-4 認証保育所利用者調査結果
- 3 新制度における地方単独保育
施策の取り扱いについて
 - 3-1 子ども・子育て支援新制度における保育サービス
 - 3-2 保育士資格要件と国からの給付
 - 3-3 認可外保育施設に対する国の支援
 - 3-4 小規模保育整備促進支援事業
- 4 保育の質の確保
 - 4-1 保育人材の確保・育成
 - 4-2 都の第三者評価制度

平成25年4月17日

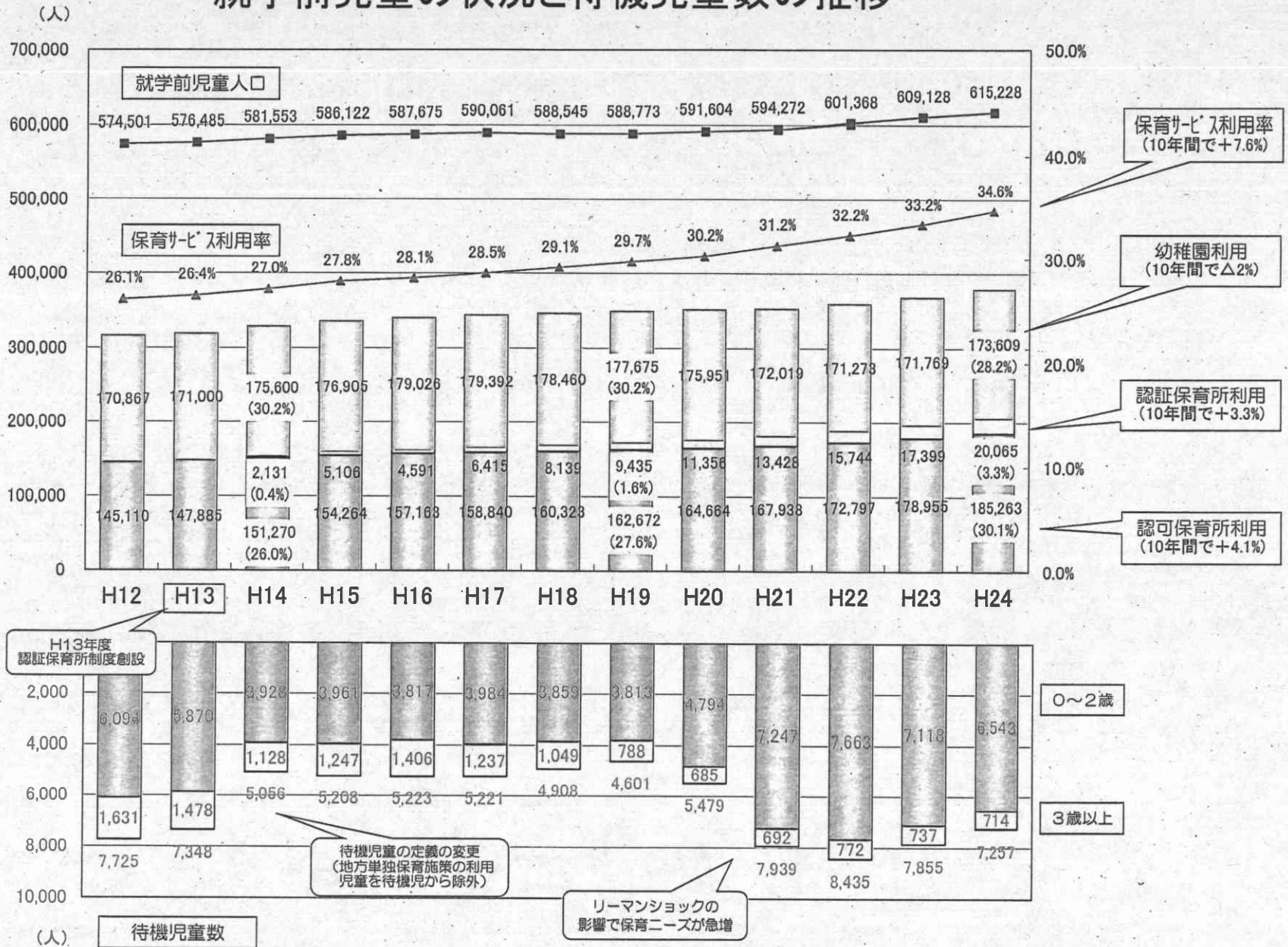
東京都福祉保健局

東京都の子供の状況

- ・ 他県からの人口流入により、就学前児童人口が平成19年以降、7年間継続して増加
- ・ 女性の社会進出の進展に加え、リーマンショック後の経済情勢により、保育サービスの需要が一貫して上昇
 - 働いている母親の割合 48.3%(H19) → 54.0% (+5.7%)
 - 共働き世帯の割合 46.1%(H19) → 53.8% (+7.7%)

＜平成24年度東京都福祉保健基礎調査による＞
- ・ フルタイム労働者に加え、パートタイム労働者のニーズも増大
 - 待機児童の保護者の約6割がパートタイム労働者又は求職中の者

就学前児童の状況と待機児童数の推移



東京都の取り組み

- 大都市の特性を踏まえた認証保育所の導入により、利用者のニーズに合わせた保育サービスの提供を促進

	認可保育所	認証保育所
0歳児保育実施率	70.4%(H12) → 79.5%(H24)	100%
13時間開所率	0.6%(H12) → 19.0%(H24)	100%

○利用者調査の結果では、認証保育所は高い評価を得ている

- 多様な主体の参入による保育サービスの質・量の充実

認可保育所			認証保育所		
公立	私立	合計	A型	B型	合計
954所	901所 (93)	1,855所 (93)	564所 (490)	88所 (23)	652所 (513)

(注) 括弧()内は、民間企業、NPOによる設置数

- 保育の実施主体である区市町村に対する整備、運営両面からの支援により、待機児童の状況など地域特性に応じた保育サービスを充実

待機児童解消に向けた取組

待機児童が高止まりしている背景

- 前年の待機児童数を上回る規模で、保育サービス(利用児童数)を増やしている。
- 一方で、待機児童数は、2年連続で減少しているものの、依然として7,000人を超えている。
- 保育所整備が進むことで、新たな保育ニーズが喚起されている。

(単位:人)

区 分	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	3年間の増減
就学前児童人口 (a)	594,272	601,368	609,128	615,228	20,956
待 機 児 童 数	7,939	8,435	7,855	7,257	▲ 682
保 育 サ ー ビ ス 利 用 児 童 数 (b)	185,475	193,532	202,422	212,641	27,166
増 加 数	6,233	8,057	8,890	10,219	3,986
認可保育所	3,274	4,859	6,158	6,308	3,034
認証保育所	2,072	2,316	1,655	2,666	594
その他	887	882	1,077	1,245	358
保 育 サ ー ビ ス 利 用 率 (b/a)	31.2%	32.2%	33.2%	34.6%	3.4%

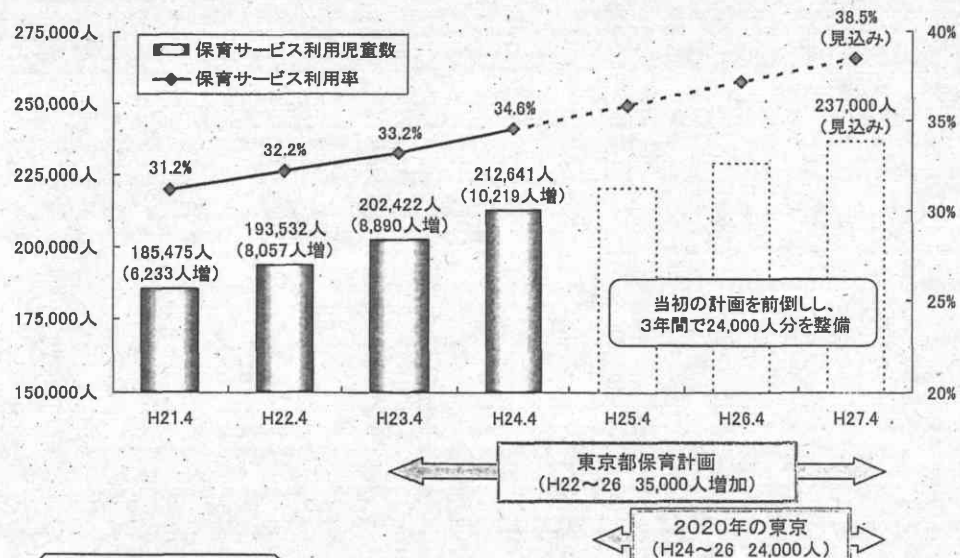
注1 就学前児童人口は各年1月1日現在

注2 保育サービス利用児童数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園(※)、家庭的保育事業、定期利用保育事業、区市町村単独保育施策の合計 ※幼保連携型を構成する幼稚園の保育に欠ける子、幼稚園型の保育に欠ける子(認証保育所の定員を除く)の合計

保育サービスの拡充に向けた取組

- 待機児童解消の取組をさらに加速させるため、当初の計画を前倒して取組を実施。
- 「2020年の東京」に基づき、平成24年度から26年度までの3年間で、保育サービスを24,000人分整備。

<保育サービス利用児童数と利用率(各年4月1日現在)>



主な取組

- ◆ 待機児童解消区市町村支援事業
保育所等の整備に係る事業者や区市町村への補助率を都独自にかさ上げ
- ◆ 認証保育所事業
大都市の多様な保育ニーズに対応した認証保育所を積極的に推進
- ◆ 安心こども基金を活用した保育所整備
保育所の新設・増改築、賃貸物件による整備等
- ◆ 小規模保育整備促進支援事業(東京スマート保育)【新規】
新制度の施行を見据え、定員19人以下の小規模保育の整備を先行実施
- ◆ 家庭的保育事業
複数の家庭的保育者が相互に支援しながら保育を行う共同実施型にも支援

認証保育所制度の創設と国への提案要求

認証保育所の創設（平成 13 年度）

◆ ゼロ歳児保育、延長保育など大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設に補助

○ 設置・定員状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

652 所 22,036 人

- ・ A 型（駅前設置型） 564 所 20,229 人
- ・ B 型（小規模型） 88 所 1,807 人

○ 制度の目的、特徴

【目的】

■ 都市型保育ニーズへの対応とサービスの質の向上

- 通勤時間を考慮した延長保育など、認可保育所が十分対応できていないニーズに対応
面積基準や職員配置基準の低い地方単独保育施設（旧保育室）の保育水準を向上

■ 認可保育所の改革

- 手厚い公的補助を受けている認可保育所の経営効率化を促すもの

【特徴】

■ 保育を必要とする全ての人が対象

■ 利用料は上限の範囲内で施設が決定し、利用者は施設と直接契約

■ 13 時間以上開所、ゼロ歳児保育の実施を義務付け

【認可保育所】

■ 保育に欠ける（＝昼間労働を常態としている）ことが主な入所要件

■ 区市町村が一律の利用料を設定し、区市町村が入所を決定

国への提案要求の内容

◆ 認証保育所の実績を認め、十分な財政措置を講じること。

3 歳未満の低年齢児を中心に受入れ、育休明けなど年度途中の入所ニーズにも柔軟に対応している認証保育所の実績を認め、財政措置を講じること。

- ・ 認証保育所の基準は、認可保育所の面積基準及び職員配置基準を一部緩和しているが、これまで適切に運営されている。
- ・ 職員配置基準については、現行制度でも、家庭的保育事業等では研修修了者の従事が認められているなど、制度的な矛盾がある。
- ・ 認証保育所に認可基準を満たすことを求めた場合、年度途中の面積基準弾力化ができなくなり、保育士の配置が必要になるなど、待機児童問題がより一層深刻化する。

⇒ 待機児童の解消に大きく寄与している認証保育所が新制度の給付対象とならないことは、公平性に欠ける。

<都市型保育ニーズへの対応>

		平成 12 年度	平成 24 年度	
0 歳児保育 実施率	認可保育所	公立	63.3 %	70.2 %
		私立	82.9 %	89.2 %
計		70.4 %	79.5 %	
	認証保育所	—	100.0 %	
13 時間開所率	認可保育所	公立	0.4 %	11.7 %
		私立	1.0 %	27.4 %
		計	0.6 %	19.0 %
	認証保育所	—	100.0 %	
設置主体別 内訳 (施設数)	認可保育所	公立	1,012	954
		私立	572 (0)	901 (93)
		計	1,584	1,855
	認証保育所	A 型	—	564 (490)
		B 型	—	88 (23)
	計	—	652 (513)	

認可保育所と認証保育所の制度比較

区 分	認可保育所	認証保育所
1 設置者	区市町村、社会福祉法人、民間事業者等	民間事業者等
2 利用方法	区市町村に申し込み、区市町村が入所決定	認証保育所へ申し込み、利用者と施設が直接契約
3 施設基準	東京都児童福祉施設の設備・運営の基準に関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準
乳児室、ほふく室 (0、1歳児室)	1人当たり3.3㎡以上 (ただし、国が指定する期間・地域に限り、年度途中2.5㎡まで弾力化可能)	①A型 3.3㎡以上 (年度途中2.5㎡まで弾力化可能) ②B型 2.5㎡以上
(1)保育室・遊戯室 (2歳以上児室) (2)屋外遊戯場	(1)1人当たり1.98㎡以上 (2)2歳以上児1人当たり3.3㎡以上(付近の代替場所でも可)	同左
4 職 員	東京都児童福祉施設の設備・運営の基準に関する条例	認可保育所に準じた都独自の基準
保育従事者	保育士10割	保育士6割以上
配置基準	0歳児 : 3人につき1人以上 1・2歳児 : 6人につき1人以上 3歳児 : 20人につき1人以上 4歳以上児 : 30人につき1人以上	同左
5 開所時間	11時間が基本	13時間以上が基本
6 保育料	区市町村が徴収	認可保育所の徴収基準を上限に施設が設定・徴収
7 補助金	※公立保育所は一般財源化	※ 区部財調
運 営 費	負担金(国1/2、都1/4、区市町村1/4) 25予算額 12,210百万円	補助金(都1/2、市町村1/2) 25予算額 2,714百万円 ※ 認可基準を満たす場合、一部、安心子ども基金の対象
施設整備費	安心子ども基金(国1/2、区市町村1/4、設置者1/4) 25予算額 6,448百万円	開設準備経費(都1/2、市町村1/2) 25予算額 217百万円 ※ 認可基準を満たす場合、一部、安心子ども基金の対象
8 施設数 (H24.4.1現在)	1,855か所(公立954か所 私立901か所) ※うち民間企業81か所、NPO12か所	652か所(A型 564か所 B型88か所) ※うち民間企業468か所、NPO45か所
9 定員数 (H24.4.1現在)	186,698人	22,036人

認証保育所利用者調査結果(平成23年度)

項 目	はい	どちらとも いえない	いいえ	無回答	非該当
1. 提供される食事は、子どもの状況に配慮されているか	<u>90%</u>	7%	1%	2%	0%
2. 保育所の生活で身近な自然や社会と十分関わっているか	77%	17%	4%	1%	0%
3. 保育時間の変更は、保護者の状況に柔軟に対応されているか	<u>81%</u>	6%	1%	12%	0%
4. 子どもの体調変化への対応(処置・連絡)は、十分か	<u>89%</u>	7%	1%	3%	0%
5. 安全対策が十分取られていると思うか	<u>78%</u>	18%	2%	2%	0%
6. 行事日程の設定は、保護者の状況に対する配慮は十分か	<u>82%</u>	14%	2%	1%	0%
7. 子どもの保育について家庭と保育所に信頼関係があるか	<u>89%</u>	9%	1%	1%	0%
8. 保護者の考えを聞く姿勢があるか	<u>88%</u>	9%	1%	1%	0%
9. サービス提供にあたって、利用者のプライバシーは守られているか	<u>82%</u>	9%	1%	8%	0%
10. 一人ひとりの子どもは大切にされていると思うか	<u>93%</u>	6%	0%	1%	0%
11. 職員の対応は丁寧か	<u>94%</u>	5%	0%	1%	0%
12. 要望や不満を事業所に言いやすいか	<u>68%</u>	23%	4%	4%	0%
13. 利用者の要望や不満はきちんと対応されているか	<u>72%</u>	17%	2%	9%	0%
14. 第三者委員などの外部の苦情窓口にも相談できることを知っているか	46%	5%	46%	3%	0%
15. 【過去1年以内に利用を開始し、利用前の説明を受けた方に】 サービス内容や利用方法の説明はわかりやすかったか	<u>87%</u>	11%	1%	1%	0%

新制度における地方単独保育施策の 取り扱いについて

- ・ 大都市の保育ニーズに合わせてサービスを提供し、待機児童解消にも大きく寄与している認証保育所について、新制度の給付対象とすべき
- ・ 職員配置基準について、現状でも認可保育所(保育士10割)や保育ママ(研修修了者でも可)など基準設定が多様であることから、地域の実情に応じたサービスが提供できるよう、柔軟かつ弾力的なものとするべき
- ・ 現在国が認可外保育施設に対して行っている支援は、認可基準を満たすことを条件としており、その期限や補助額の設定についても課題がある。

子ども・子育て支援新制度における保育サービス

現行制度

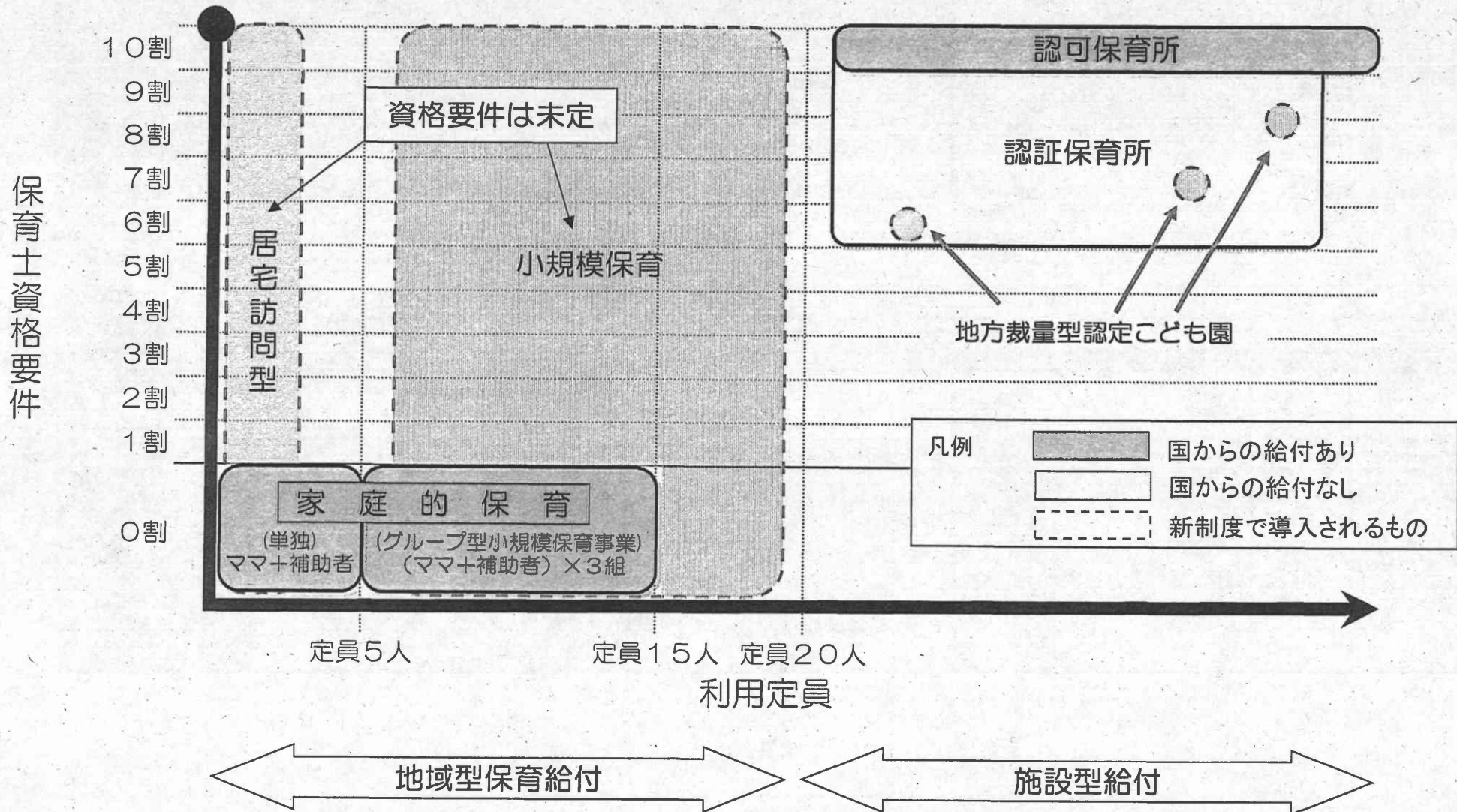
制度	幼保連携型 認定こども園 <small>(幼稚園の認可及び保育所の認可)</small>	幼稚園型 認定こども園 <small>(幼稚園の認可)</small>	認可保育所 <small>(保育所の認可)</small>	認証保育所 <small>地方裁量型 認定こども園</small> <small>(認証保育所の認証)</small> 10施設	654施設	区市町村 単独施策	家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	ベビー シッター	その他の認可外 保育施設
	保育士10割 幼稚園基準	幼稚園基準	保育士10割	保育士6割	区市町村 の判断 ※認可外基準 保育士1/3	研修受講 を条件に 保育士資 格不要	保育士 6割	基準なし	保育士1/3	
財政措置 (運営費)	国庫有				都単 (一部国庫(9施設))	なし (一部都単)	国庫有	都単	なし	なし

新制度

制度	変更 幼保連携型 認定こども園 <small>(幼保連携型認定こども園の認可)</small>	幼稚園型 認定こども園 <small>(幼稚園の認可)</small>	認可保育所 <small>(保育所の認可)</small>	認証保育所 <small>地方裁量型 認定こども園</small> <small>(認証保育所の認証)</small> ※H25.1.1現在 10施設	654施設	新 小規模 保育事業	変更 家庭的 保育事業	変更 事業所内 保育事業	新 居宅訪問 型保育事 業	その他の認可外 保育施設
	東京都による認可、認証、認定					区市町村による認可				
国財政措置 (運営費)	施設型給付				× (対象外)	地域型保育給付			× (対象外)	

※ 各施設・事業の給付水準は今後検討することとされている。

保育士資格要件と国からの給付



認可外保育施設に対する国の支援 (待機児童解消「先取り」プロジェクト)

● 認可外保育施設運営支援事業 (安心こども基金)

【補助条件】

- ・施設の設備、職員の配置について、国が定める設備運営基準(認可基準)を満たすこと。
- ・保育士が不足している場合には、プロジェクト期間中に基準以上の保育士を配置すること。
(※期間中に基準を満たさなかった場合は、条件違反として補助金を返還)

＜認可保育所の保育単価と認可外保育施設運営支援事業の補助単価＞

(単位：円)

年齢区分	認可保育所 (国)	認可外保育施設運営支援事業(国)		
		現行単価	改善後単価	増減
0歳児	189,480	72,000	107,000	+35,000
1～2歳児	118,830	39,000	57,000	+18,000
3歳児	66,280	15,000	22,000	+7,000
4歳以上児	59,220	12,000	18,000	+6,000

(注) 認可保育所の保育単価は、特別区における定員31～40人までの場合の単価
 認証保育所補助基準額は、定員40人までの場合の単価

● 賃貸物件による保育所整備事業 (安心こども基金)

【補助条件】

- ・施設の設備について、国が定める設備運営基準(認可基準)を満たすこと。

【補助基準額】

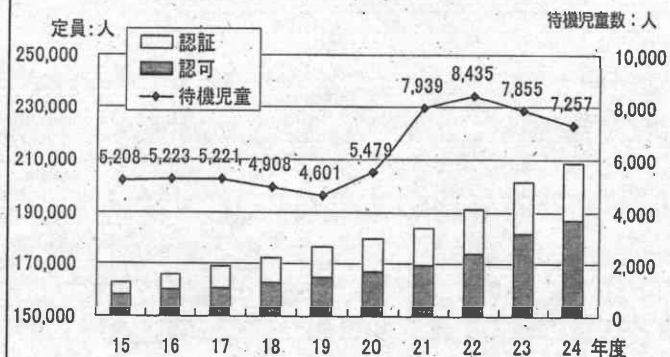
- ・本園の場合 1施設当たり 2,500万円
- ・分園の場合 1施設当たり 2,000万円

小規模保育整備促進支援事業について

背景

- 子育て支援策の強化を図るため、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立
- 早ければ平成27年4月から本格施行される予定
- 導入される制度のうち、都は小スペースかつ短期間で開設可能な機動性に優れた小規模保育に着目
- 国の取組は遅く、次年度に制度を検討
- 本格施行時に円滑に事業開始するためには、国に先駆けて準備を進めることが必要

待機児童数及び認可・認定員の推移



- 都はこれまで保育サービスの拡充を積極的に促進。待機児童数は平成22年度をピークに減少
- しかしながら待機児童数は未だ7000人を超えており、保育サービスの充足率も、潜在需要44%に対し約35%。

保育サービスの拡充に向けた更なる取組が必要!!

◆ 小規模保育を促進する補助制度を創設 ◆

空き家、空き店舗、空き公共施設等を活用して
小規模保育の整備を促進する区市町村を支援

- (1) 補助対象
区市町村 (区市町村が実施する施設及び区市町村が補助を行う施設)

- (2) 補助内容

		補助基準額	補助率
初期 経費	開設準備費 (改修)	15,000,000 円	10/10
	賃借料	5,000,000 円	1/2
運営費 (児童一人当たり)		0歳児: 72,000 円/月 1、2歳児: 39,000 円/月	1/2

- (3) 補助対象施設

対象児童: 0~2歳児

定員: 定員6人以上19人以下

基準: 区市町村が規定 (子ども子育て関連三法本格施行時に小規模保育事業に移行。)

- (4) 実施期間

平成25、26年度の2か年

- (5) 規模

年度	新規分		既存の区市町村単独施策
25	20箇所	380人	子ども・子育て関連三法本格施行時に、小規模保育事業に移行することを要件に、補助を実施
26	35箇所	665人	
計	55箇所	1045人	

保育の質の確保

- 待機児童解消に向けて保育サービスを拡充するためには、保育を支える人材の確保、育成が課題
- 保護者対応、支援を要する児童の増加、地域の子育て支援等、保育所に求められる機能の多様化に伴い、質の高い保育人材の確保が必要
- サービスの質の向上に向けて、サービス提供事業者自らの改善取組を促すとともに、利用者のサービス選択にも資する第三者評価を実施

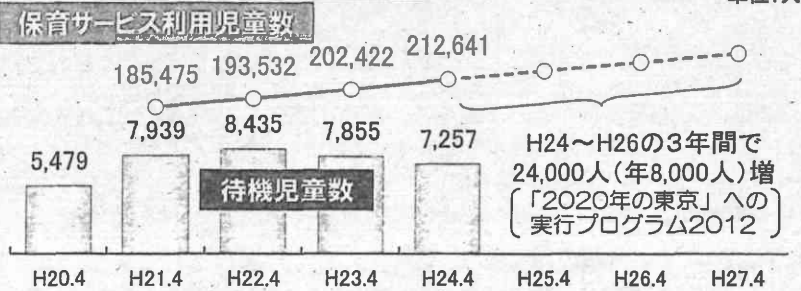
○平成17年度から23年度までに、全国で実施した認可保育所第三者評価の受審件数は延べ5,338件。そのうち、3,250件(61%)が、東京都内の実績。

○認証保育所の受審件数は、23年度までで延べ1,211件。

保育人材の確保・育成

保育を取り巻く現状と課題

保育サービス提供状況と計



今後必要な保育士数

- 毎年度必要となる保育士数
 - ・ 年間利用児童数約8,000人増 → 約2,100人の保育士が必要
 - ・ 年間 約2,000人の保育士が退職
- 年間約4,100人の保育士が新たに必要

課題

1 潜在化する保育士有資格者

- 保育士資格取得者は、年間5,000人強
 (養成施設卒4,000人、試験合格者1,000人程度)
 毎年新たに保育所に勤務するのは2,500人程度
 (資格取得者の50%が保育所に勤務すると推計)

2 質の高い保育人材の確保

- 保護者対応、支援を要する児童の増加、児童虐待への対応、地域の子育て支援等、保育所には多様な機能が求められる。

保育人材確保の取組

- 区市町村や保育事業者が行う保育人材の確保や質の向上のための取組を支

1 「潜在保育士」の掘り起し

- 就職支援研修・就職相談会 (平成21年度から実施)
 保育所離職者(主に主婦層)を対象に、身近な地域における就職支援研修及び就職相談会を実施 (平成24年度/6か所開催)
- 就職支援セミナー・職場体験実習 (平成23年度から実施)
 保育士有資格者で、保育所勤務未経験者やブランクが長い人を対象に、最新の知識技能を習得することができる就職支援セミナー及び職場体験実習を実施 (平成24年度/10回開催)

2 保育人材の専門性向上

- 区市町村が独自に実施する研修等への補助 (平成21年度から実施)
 認可・認証保育所の職員等の専門性や質の向上を図るため、区市町村が実施する研修等に対して補助を行う。(平成23年度実績/33区市町村)

- 都内保育士養成施設卒業者 (保育士資格取得者数)

	入学定員	保育士資格取得者数
23年度	5,975	4,065

- 保育士試験受験者数及び合格者数

	受験申請者数 (A)	合格者数 (B)	合格率 (B)/(A)
23年度	10,102	1,368	13.5%

- 都内保育士養成施設卒業者の就職状況 (保育士資格取得者)

	保育所	保育所以外の児童福祉施設等	幼稚園	その他	合計
23年度	1,999	293	1,149	624	4,065
	49.2%	7.2%	28.3%	15.4%	100.0%

東京都の第三者評価制度

福祉サービス第三者評価とは

中立的な第三者である評価機関が、事業者と契約を締結し、サービスの内容、組織のマネジメント力等の評価を行い、その結果を公表する仕組み。

＜目的＞

1 サービスの質の向上

評価のプロセスを通じて自らの取組を振り返ることにより、事業者 서비스에質を向上するための改善取組を促す

2 情報提供の充実

評価結果を広く公表することにより、利用者のサービス選択に向けた情報提供を充実し、事業の透明性を確保する



利用者本位の
サービスシステム
の構築

○ 福祉サービス第三者評価の法的根拠（社会福祉法第78条第1項）

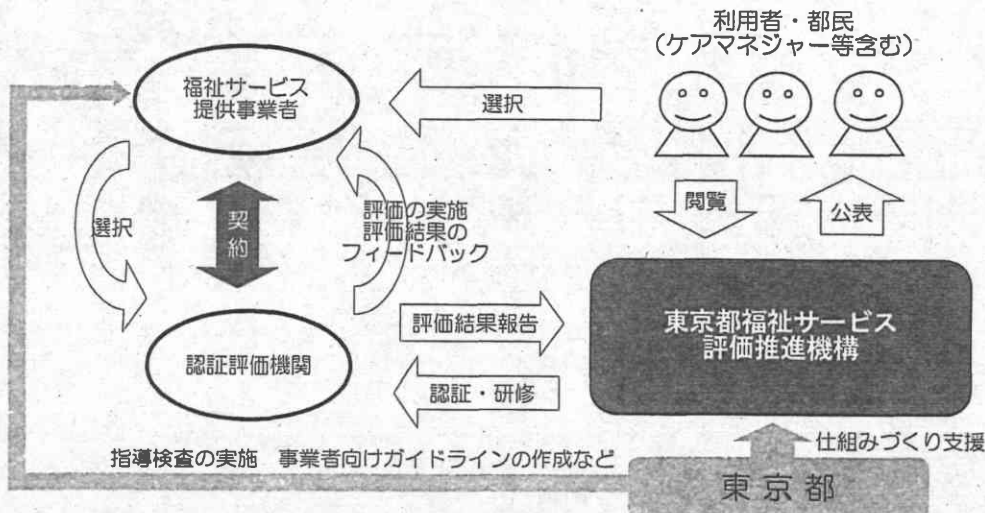
社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない（努力義務）

（参考）全国における実施状況

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	5か年計
京都府	254	185	192	207	197	1,035
神奈川県	131	163	107	148	170	719
愛知県	39	55	59	110	85	348
大阪府	80	60	41	80	50	311
千葉県	81	28	45	51	56	261
兵庫県	51	52	32	44	41	220
静岡県	45	40	38	15	12	150
熊本県	22	27	19	26	28	122
岩手県	21	29	24	18	28	120
鳥取県	18	20	24	26	28	116
その他の県	266	281	284	281	296	1,408
合計	1,008	940	865	1,006	991	4,810

東京都	1,827	1,817	2,014	1,979	2,358	9,995
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

東京都における福祉サービス第三者評価の仕組み



＜特徴＞

- 1 「東京都福祉サービス評価推進機構」を（公財）東京都福祉保健財団に設置
- 2 多様な主体の多数の評価機関を認証
平成25年4月現在 128機関（株式会社、NPO法人、社団法人等）
- 3 「利用者調査」と「事業評価」を実施
利用者のサービスに対する意向等を把握する「利用者調査」と、評価者がサービスの内容、組織のマネジメント力等を把握する「事業評価」を併せて実施
- 4 共通評価項目の策定
利用者が評価結果を比較できるように、サービス別に共通評価項目を策定

＜東京都の第三者評価受審方針＞

- 1 定期的かつ継続的な受審に努めること
- 2 少なくとも3年に1回以上受審すること

待機児童対策と規制緩和

保護者の就労事情や子どもの本意のニーズを受けた
サービスの質向上と量の拡充を目指して

公益社団法人日本サードセクター経営者協会 事務局長
特定非営利活動法人市民フォーラム21・NPOセンター 事務局長
一般財団法人こども財団 理事

藤岡喜美子

問題提起

1. 待機児童問題が膨らんだ

待機児童をここまで増やしたのはこれまでの実施主体者の怠慢があるのではないか。

2. 利用者目線のサービスが創出・ 提供されていない、効率化できない

社会福祉法人の1法人1事業所の運営、内部留保の体質に課題があるのではないか。

3. 待機児童解消から利用者が選択できる制度へ

特定の事業所への支給に問題がある。
低所得者は別途配慮すべきではないか。

サードセクターの現状

新しい非営利組織の急増

1998年

特定非営利活動法人法施行後、特定非営利活動法人の増加するも財政基盤が脆弱なまま

2008年

公益法人改革3法施行後、一般社団法人や一般財団法人が増加している

無断転載禁止 (C) 日本サードセクター経営者協会



担い手としてのサードセクターの現状

1. 公益法人

- ・2012年8月現在の法人数は5,466（社団43%、財団57%）
- ・2011年7月現在の法人数と比較して3,392の増加。

2. 一般法人

- ・2012年8月現在の法人数は23,938（社団81%、財団19%）
- ・2011年7月現在の法人数と比較して9,462の増加。

【一般法人数算出方法】

一般法人数23,938＝特例民法法人からの移行法人数3,611（2012/8現在）＋新規設立法人数21,293（2012/8現在）＋中間法人からの移行法人数4,847（2008/11現在）－公益法人への移行法人数174（2012/8現在）－解散件数5,639（2011/12現在）

3. 特定非営利活動法人

- ・2012年8月現在の法人数は46,161
- ・2011年7月現在の法人数と比較して2,531の増加。
- ・国税庁認定法人は全体の0.6%にあたる272法人。

無断転載禁止 (C) 日本サードセクター経営者協会



公益法人、特例民法法人、一般法人 特定非営利活動法人の法人数の推移

(1) NPO法人の増加率が低下している中、一般法人の増加率はさらに高まっている(図1)。
 (2) 新法施行39ヶ月後に新規設立された一般法人は21,293法人。NPO法人の場合は7,992法人で一般法人の約3分の1(図2)。

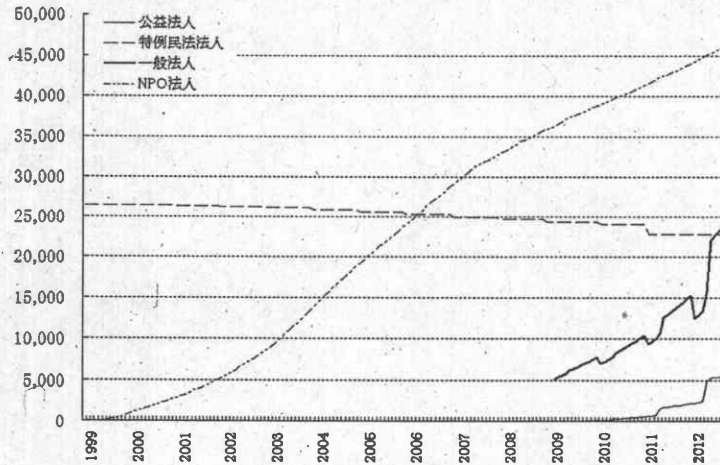


図1 公益法人、特例民法法人、一般法人、特定非営利活動法人の法人数の推移

注) 一般法人の各年12月における減少は、法務省から発表される年次統計資料に掲載されている解散件数を差し引いたためである。



無断転載禁止 (C) 日本サードセクター経営者協会

公益法人、特例民法法人、一般法人 特定非営利活動法人の法人数の推移

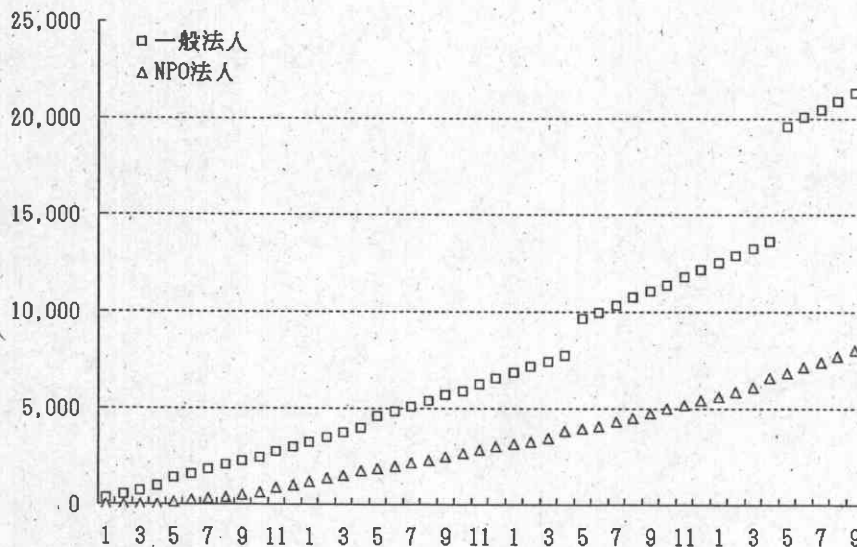


図2 一般法人及びNPO法人の39ヶ月間における新規設立件数の累計

注) 一般法人の各年12月における減少は、法務省から発表される年次統計資料に掲載されている解散件数を差し引いたためである。



無断転載禁止 (C) 日本サードセクター経営者協会

1. 待機児童問題が膨らんだ

営利・非営利問わず、参入は自由とすべき

現在の参入業者で充足できていない部分を新しい事業者が補うのではなく、参入規制をはずしすべての事業が競争し、互いに切磋琢磨することで、質が担保でき、効率性も高まる

法人形態で選定するのではなく、実態としてのサービスの質、経営方針を捉えるべき

全国各自治体の参入状況

- ・ 株式会社についての認可保育所の参入は全国的には1%程度
- ・ 地域別には都市部は2%から3%
- ・ 地方部ではほとんどゼロ

全国各自治体の参入状況

(参考)

株式会社も参入が可能としている自治体 (例)

〔関東〕

- ・ 千葉市
- ・ 横浜市 (⇒市内保育所の民間移設は、社会福祉法人若しくは公益法人が条件と明記)
- ・ 川崎市
- ・ 杉並区
- ・ 練馬区
- ・ 江戸川区
- ・ 江東区
- ・ 板橋区

首長の交代により株式会社参入を可とする方針に転換した自治体

〔近畿〕

大阪市 (⇒平成24年度までは、認可保育所事業者に応募可能な主体は、「社会福祉法人」に限定。他方、選挙により首長が変更後、平成25年度は、社会福祉法人以外の事業者が設置・運営する保育所も認可予定と見直しされた。

無断



(参考)

全国各自治体の参入状況

「社福法人に限る」若しくは「株式会社を排除している」自治体(例)

〔関東〕

- ・ 港区 (社福法人)
- ・ 世田谷区 (社福法人又は社福法人に転換できる事業者)
- ・ 町田市 (市内で社福法人しか参入していない状況で、市内で5年以上認可・保育所を運営していること)
- ・ 八王子市 (社福法人)
- ・ 青梅市 (社福法人)

〔関西〕

- ・ 神戸市 (兵庫県) (社福法人)
- ・ 西宮市 (兵庫県) (社福法人及び学校法人)
- ・ 宝塚市 (兵庫県) (社福法人)
- ・ 枚方市 (大阪府) (社福法人)
- ・ 奈良市 (奈良県) (社福法人)
- ・ 生駒市 (奈良県) (原則社福法人：実質的に社福法人)

全国各自治体の参入状況

「社福法人に限る」若しくは「株式会社を排除している」自治体(例)

〔中部〕

- ・名古屋市（愛知県）（社福法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人及び消費生活協同組合）
- ・四日市市（三重県）（社福法人）

〔中国〕

- ・広島市（社福法人及び学校法人）

〔九州〕

- ・福岡市（福岡県）（社福、学校、宗教、NPO、医療、社団、財団の各法人）

募集要項で株式会社も参入可能としているケースでも、審査委員会で社会福祉法人が採択されることを前提にした評価がなされている例もある

名古屋市の状況

- ・待機児童対策はスピード感を持って実施
- ・賃貸方式によりハード面の問題を解決した

しかし・・・

- ・株式会社を排除し、社会福祉法人保護のままでよいのか
- ・特定非営利活動法人は財政基盤が脆弱にて、認可保育所に手をあげるところが少ない。サードセクター組織へと対象を広げているも実態は社会福祉法人が認可保育所の運営
- ・グループ型家庭的保育を株式会社が運営

名古屋市の待機児童対策

	H22年度	H23年度	H24年度
民間保育所	9	16	6
賃貸方式による 民間保育所	3	12	26
私有地を活用した 民間保育所		1	4
家庭保育室 (個人)	8	7	
家庭保育室 (保育所・グループ)	3	9	14

無断転載禁止 (C) 日本サードセクター経営者協会



日本サードセクター経営者協会

東京都における認可保育所と認証保育所との利用者評価

利用者において、認可保育所よりも認証保育所の方が相対的に評価が高い。

項目	認可保育所				認証保育所			
	はい	どちらともいえない	いいえ	無回答	はい	どちらともいえない	いいえ	無回答
1 提供される食事、子どもの状況に配慮されているか	88.5%	9.3%	1.1%	1.0%	90.3%	7.1%	0.7%	1.9%
2 保育所の生活で身近な自然や社会と十分関わっているか	79.3%	15.3%	4.6%	0.9%	70.3%	21.6%	6.4%	1.2%
3 保育時間の変更は、保護者の状況に柔軟に対応されているか	74.0%	12.8%	3.7%	9.6%	82.3%	6.1%	0.9%	10.7%
4 子どもの体調の変化への対応(発熱・連絡)は、十分か	83.7%	12.0%	2.6%	1.8%	89.3%	6.7%	1.1%	2.9%
5 安全対策が十分取られていると思うか	68.5%	25.2%	4.6%	1.7%	77.3%	19.1%	1.7%	1.9%
6 行事日程の設定は、保護者の状況に対する配慮は十分か	67.6%	24.9%	6.6%	0.9%	81.3%	14.8%	2.3%	1.6%
7 子どもの保育について家庭と保育所に信頼関係があるか	77.6%	17.6%	4.0%	0.7%	86.6%	10.9%	1.7%	0.8%
8 保護者の考えを聞く姿勢があるか	79.0%	16.3%	2.8%	1.8%	86.6%	10.5%	1.3%	1.7%
9 サービス提供にあたって、利用者のプライバシーは守られているか	78.8%	13.4%	1.3%	6.3%	81.2%	10.3%	0.5%	7.9%
10 一人ひとりの子どもは大切にされていると思うか	86.6%	11.3%	0.8%	1.1%	92.6%	6.3%	0.3%	0.6%
11 職員の対応は丁寧か	83.5%	13.5%	2.1%	1.0%	92.5%	6.7%	0.5%	0.4%
12 要望や不満を事業所に言いやすいか	51.4%	33.2%	11.1%	4.4%	65.8%	24.9%	5.2%	4.2%
13 利用者の要望や不満はきちんと対応されているか	57.9%	28.9%	4.2%	9.0%	70.5%	18.6%	1.7%	9.2%
14 第三者委員など外部の苦情窓口にも相談できることを知っているか	53.6%	5.1%	38.4%	2.8%	42.5%	5.0%	49.8%	2.8%
15 サービス内容や利用方法の説明はわかりやすかったか	79.0%	16.5%	2.7%	1.7%	84.3%	12.5%	1.3%	2.0%

(注)東京都内の認可保育所、認証保育所全施設の利用者に対する評価結果

(資料)東京都 利用者調査結果(平成21年)

無断転載禁止 (C) 日本サードセクター経営者協会



日本サードセクター経営者協会

サービスの質とは何か

- ・働くスタッフの数や種類、専門家の専門性、資格、経験など
- ・設備の規模や仕様、クラスの数、使用する建物の古さなど
- ・サービスが提供される「プロセス」において利用者が丁寧さや配慮をもって扱われているかどうか、サービスを受けるまでの待ち時間など
- ・サービスの受けたのちの成果

サービスの質に関して重要なのは

第1はサービスのプロセス

特にサービス提供の際の丁寧さ、配慮、スピード

第2は成果

現在よく使われる質の理解は、インプットとアウトプットの2つである。質を問うのであれば、どの要素が重要なのか考えるべきである。

ジュリアン・ルグラン（後・房雄訳）

『準市場、もう一つの「見えざる手」—選択と競争による公共サービス』

無断転載禁止 (C) 日本サードセクター経営者協会



2. 利用者目線のサービスが創出・提供されていない・効率化できない

サービスに隙間があっては子育てしながら働くことができない

新しいサービスの提供機能の向上
社会的価値の付加

指定管理者制度・介護保険制度導入により担い手が増加し、質が向上している

保育所においても参入規制をはずすことにより、新たなサービスの創出を可能としていく

無断転載禁止 (C) 日本サードセクター経営者協会

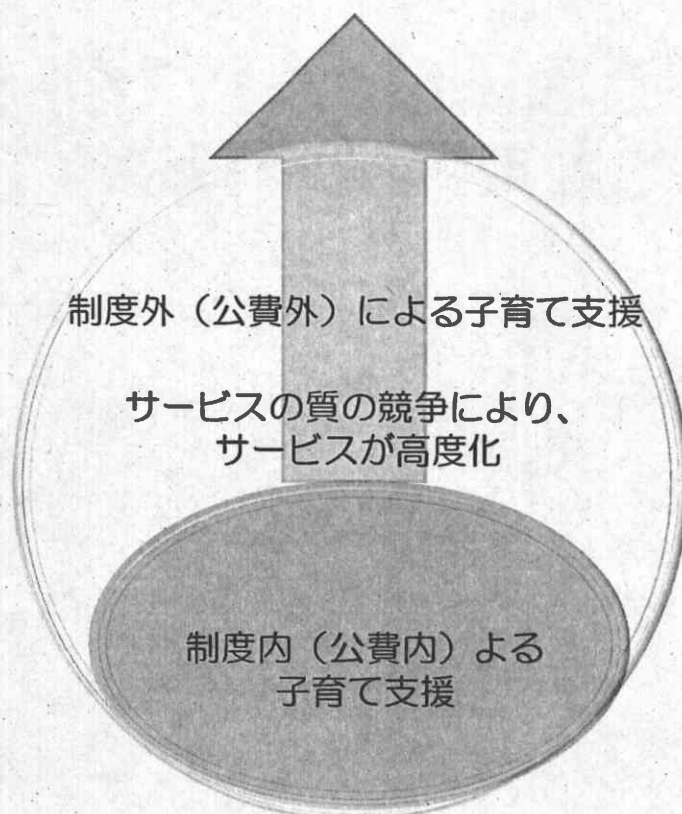


実際に指定管理者制度・介護保険制度導入により担い手が成長・増加し、質が向上している

保育サービスにおいても、参入規制をはずすことにより、多様な担い手による多彩な子育て支援サービスの創出を可能としていく

多様化・高度化する保護者ニーズを、“子育て支援＝児童福祉＝公費による社会保障政策”のみで対応するには限界があり、子育て支援事業者において、子育て支援事業者が互いに連携や創意工夫による切磋琢磨を行い、公費と公費以外の制度を組み合わせることで、子育てに対する社会課題に対応が可能となる。

無断転載禁止 (C) 日本サードセクター経営者協会

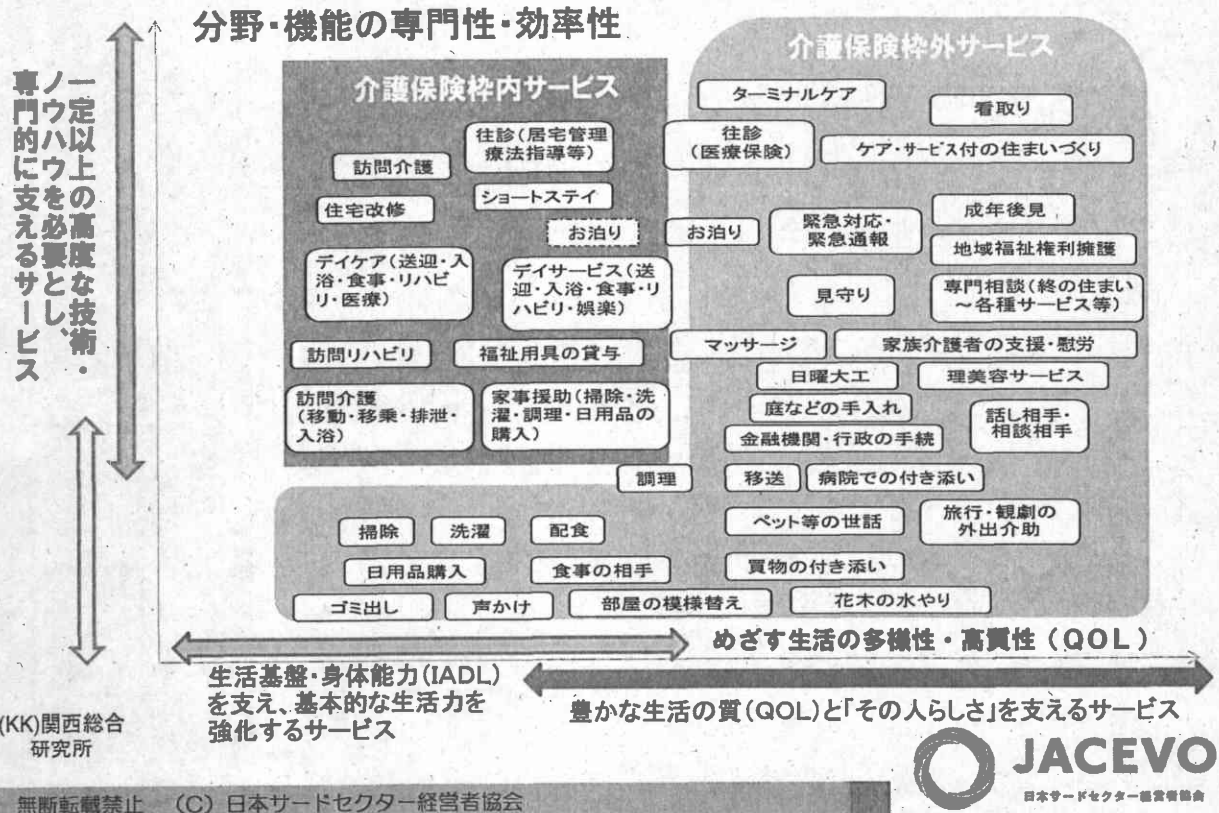


無断転載禁止 (C) 日本サードセクター経営者協会



介護保険制度の活用

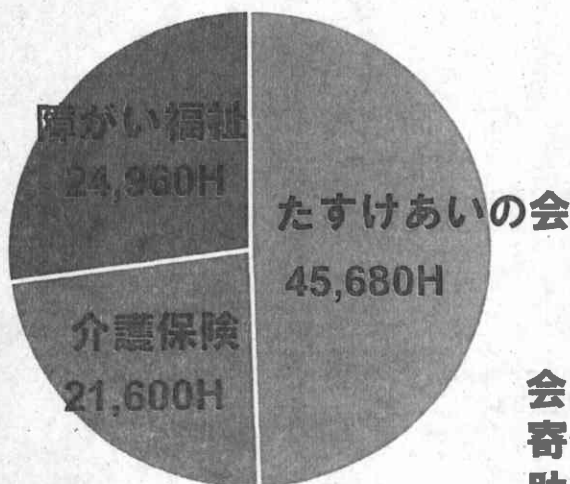
特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわやか愛知



特定非営利活動法人福祉サポートセンターさわやか愛知

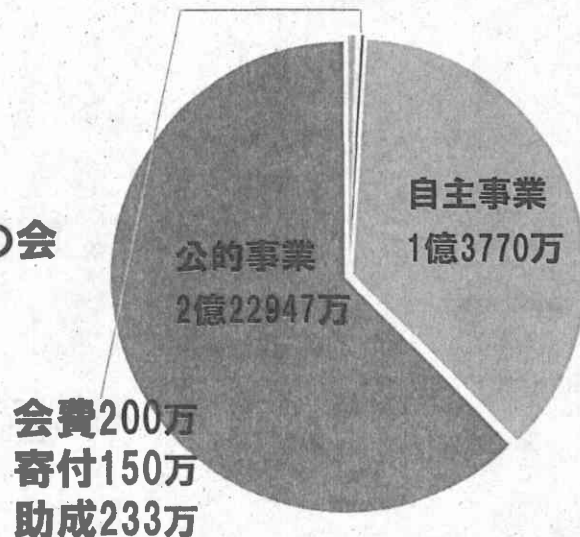
平成23年度の活用

訪問活動時間



財政規模

3億7000万円



指定管理者制度の活用 特定非営利活動法人こどもNPO

2004年最初の公募のときは…

1. 6施設の指定管理者はすべて社会福祉協議会
⇒募集において、法人制約を設けていない場合であっても
審査段階で排除した。

現在は…

3館は福祉分野のNPOと社会福祉協議会のコンソーシアム
2館はこども分野のNPOと福祉分野のNPOのコンソーシアム

【参入規制緩和の効果】

こどもNPOが指定管理者の実施事業として移動児童館、青少年
の居場所づくり事業を提案実施
名古屋市はその効果を認め、他の指定管理者にも実施を促す

無断転載禁止 (C) 日本サードセクター経営者協会



内部留保をしていく体質の組織と問題解決
のために資金をより効率よく、有効に活用
していく体質の組織が生み出す社会的リ
ターンの違い

公費と公費外の資金を活用し、質を落とす
ことなく、工夫により利用者目線のサービ
スを創出していくという組織の経営方針の
違いを見極める

社会的価値の創出の重要性

無断転載禁止 (C) 日本サードセクター経営者協会



つどいの広場の活用 特定非営利活動法人子育てなごや

公費内サービス

- ・つどいの広場事業
- ・子育てハウス「そらまめ」
(子育て支援センターからの再委託)

公費外サービス

- ・認可外保育所
- ・一時預かり
- ・子育てサポーター

無断転載禁止 (C) 日本サードセクター経営者協会



親と子のほっとスペースきゃら

公費内サービス

- ・つどいの広場事業

公費外サービス

- ・認可外保育所
- ・小学生放課後クラス
- ・病後児保育

無断転載禁止 (C) 日本サードセクター経営者協会



特定非営利活動法人 チャイルドケアセンター大野城

公費内サービス

- ・ファミリー交流センター運営・管理
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・病児・緊急サポート事業
- ・病児・デイケアルーム事業
- ・子育てネットワーク
- ・留守家庭児童運営業務
- ・高学年長期休暇中児童クラブ支援
- ・つどいのひろば事業

公費外サービス

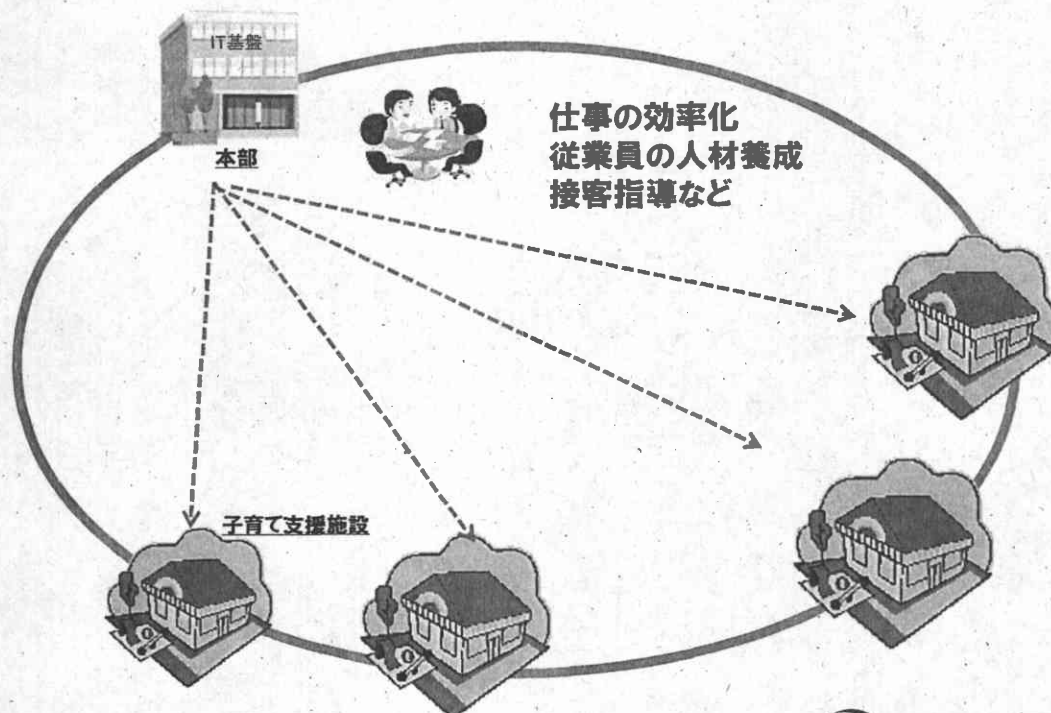
- ・あいサポート事業
 - 子育てサポート
 - ・集団託児(企業内、店舗内、イベント)
 - ・ベビーシッター派遣
- 家事援助サービス
 - ・産前産後の家事援助
 - ・多胎児送迎見守り
 - ・育児相談

社会福祉法人の保育所は、

1法人1事業所が多く、保育従事者の人材確保・育成や作業の効率性が低く、食材や用具などの資材調達のロスが発生しやすい。

今後の多様かつ柔軟なサービスを展開していくためには、仕事の効率化(保育カルテの導入等)を図るほか、事業者自らによる複数施設の運営や他の事業者との事業提携等を図ることにより、効果的な人材育成、組織の体質強化と事業の効率的運営を徹底する必要がある。

株式会社の経営と効率化



無断転載禁止 (C) 日本サードセクター経営者協会



3. 待機児童解消から 利用者が選択できる制度へ

多様な主体者の参入

多様者主体者が利用者のニーズを把握し、
多彩なサービスを提供する

低所得者が選択できない不平等を解消すべき

無断転載禁止 (C) 日本サードセクター経営者協会



特定非営利活動法人フレママクラブ 愛知県常滑市SAKAI保育園

1. 園児の減少、保育園の統廃合計画により
保育園の廃止を市が決定
2. 地域から保育園が消えてはさみしいと市
へ存続の要望をだすとともに民間の
担い手を探す
3. 特定非営利活動法人が認可保育園になる
英語による保育を特徴とする認可保育園の誕生
2013年4月開園
5人まで減少した園児は他地域からの
申込みもあり15人でスタート

無断転載禁止 (C) 日本サードセクター経営者協会



女性の多様で柔軟な視点が経済成長の鍵

女性が子育てしながら働くことができる社会へ
働くことの喜びを知る。

待機児童対策だけでなく、保育を希望する保護者は、ニーズ
に合った保育サービスを選択することができるようになって
いることをめざす。

それは担い手が重要となる。
そして、保護者はおそらく現実には自分の思い通りにならない。
サービス提供者との試行錯誤、暗中模索が続くであろう。
サービス提供者がこのままでよいのかを問うべきである。

無断転載禁止 (C) 日本サードセクター経営者協会



資料1-3

自治体名 ☆は政令市 ◇は中核市	待機児童数 (平成24年4月1日時点)	①(1)乳児室の面積の上乗せ基準	①(1)の上乗せ基準の概要	①(2)ほふく室の面積の上乗せ基準の有無	①(2)の上乗せ基準の概要	①(3)児童数及び職員数の比率の上乗せ基準の有無	①(3)の上乗せ基準の概要	②(1)株式会社が設置主体の認可保育所数(平成24年4月1日時点)	②(2)NPOが設置主体の認可保育所数(平成24年4月1日時点)	②(3)株式会社が公立保育所の業務委託(指定管理者を含む)を受けている数(平成24年4月1日時点)	②(4)NPOが公立保育所の業務委託(指定管理者を含む)を受けている数(平成24年4月1日時点)	②(5)認可保育所総数(平成24年4月1日時点)	③(1)「認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	③(2)「市有地を活用した保育所を運営する法人の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	③(3)「市立保育園の管理を行う指定管理者の募集において、応募資格として株式会社等を排除している例」	③(4)「『安心子ども基金』に基づく補助金(例えば、内装整備費事業補助、家賃補助等)が株式会社等に交付されていない例」	③(5)その他の「株式会社等の参入を阻害する運用」の有無
さいたま市☆	126	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	—	—	—	—	3	1	0	0	139	—	—	—	—	該当有り
川越市◇	94	○	乳児5.0㎡	—	—	—	—	0	0	0	0	40	—	—	—	該当有り	該当有り
川口市	123	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	13	0	3	0	70	—	—	—	—	—
朝霞市	95	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児4:1(私立) 1歳児4.5:1(公立)	0	0	2	0	22	—	—	—	—	該当有り
和光市	70	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児4:1 2歳児5:1	0	1	1	0	14	—	—	—	—	—
新座市	81	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児4:1(公立) 2歳児5:1(公立)	0	0	0	0	26	—	—	—	—	—
中央区	79	○	0歳児6.0㎡(公立) 1歳児3.5㎡(公立) 0・1歳児3.3㎡(私立)	○	0歳児6.0㎡(公立) 1歳児3.5㎡(公立)	○	1歳児5:1(公立)	4	0	2	0	20	—	—	—	—	—
港区	175	○	0歳児5.0㎡(公立) 0歳児3.3㎡(私立) 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡(公立)	○	1歳児5:1(公立)	5	0	0	0	24	—	—	—	—	—
新宿区	98	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	0	0	0	0	38	—	—	—	—	—
文京区	111	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	3	0	2	0	29	—	—	—	—	—
台東区	66	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1(公立)	1	0	1	0	22	—	—	—	—	—
墨田区	105	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	—	—	0	0	0	0	43	該当有り	該当有り	該当有り	—	—
江東区	253	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	6	1	0	0	77	—	—	—	—	—
品川区	50	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	7	0	0	1	67	—	—	—	—	—
目黒区	143	○	0歳児5.0㎡(公立) 0歳児3.3㎡(私立) 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡(公立)	○	1歳児5:1	3	0	0	0	30	—	該当有り	該当有り	—	—
大田区	392	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	5	0	7	0	88	—	—	—	—	—
世田谷区	786	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	0	0	0	0	109	該当有り	該当有り	—	—	—
渋谷区	135	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1(公立)	2	0	0	0	32	—	—	—	—	—
中野区	114	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	0	0	2	0	36	—	—	—	—	—
杉並区	52	○	0歳児5.5㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.5㎡	○	1歳児5:1	1	0	1	0	56	—	—	—	—	—
豊島区	129	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	—	—	0	0	0	0	33	—	該当有り	—	—	—
板橋区	342	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	4	0	0	1	94	—	該当有り	—	—	該当有り
練馬区	523	○	0歳児5.0㎡(公立) 0歳児3.3㎡(私立) 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡(公立)	○	0歳児(8ヶ月未満)2:1(公立) 1歳児5:1	14	1	2	1	96	—	—	—	—	—
足立区	397	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	3	0	0	0	88	該当有り	—	—	—	—
葛飾区	74	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	0	0	1	0	78	該当有り	該当有り	—	該当有り	—
江戸川区	211	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	3	0	0	0	85	—	—	—	—	—
八王子市	375	○	0歳児5.0㎡(公立) 0歳児3.3㎡(私立) 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡(公立)	○	1歳児5:1(公立)	0	0	0	0	86	該当有り	—	該当有り	該当有り	—
立川市	77	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	0	0	0	0	29	—	—	—	—	該当有り
武蔵野市	120	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	0	1	0	0	15	—	—	—	—	—
三鷹市	128	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	2	1	4	0	31	—	—	—	—	—

自治体名 ☆は政令市 ◇は中核市	待機児童数 (平成24年4 月1日時点)	①(1)乳児室 の面積の上 乗せ基準	①(1)の上乗せ基準 の概要	①(2)ほふく 室の面積の 上乗せ基準 の有無	①(2)の上乗せ基準 の概要	①(3)児童数 及び職員数 の比率の上 乗せ基準の 有無	①(3)の上乗せ基 準の概要	②(1)株式会 社が設置主 体の認可保 育所数(平成 24年4月1日 時点)	②(2)NPO が設置主体 の認可保 育所数(平成24 年4月1日時 点)	②(3)株式会 社が公立保 育所の業務 委託(指定管 理者を含む) を受けている 数(平成24年 4月1日時点)	②(4)NPO が公立保 育所の業務委 託(指定管理 者を含む)を 受けている数 (平成24年4 月1日時点)	②(5)認可保 育所総数(平 成24年4月1 日時点)	③(1)「認可保育所 の整備・運営を担う 事業者の募集にお いて、応募資格とし て株式会社等を排除 している例」	③(2)「市有地を活 用した保育所を運営 する法人の募集にお いて、応募資格とし て株式会社等を排除 している例」	③(3)「市立保育園 の管理を行う指定管 理者の募集において 応募資格として株式 会社等を排除してい る例」	③(4)「安心こども 基金計に基づく補助 金(例えば、内職整 備費等)が株式会社 等に交付されていない 例」	③(5)その他の「株 式会社等の参入を阻 害する運用」の有無
31 府中市	182	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	3	2	0	0	41	—	該当有り	—	—	—
32 調布市	180	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	5	0	1	0	33	—	—	—	—	—
33 町田市	293	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	0	3	0	0	60	—	—	—	—	—
34 小金井市	138	○	0・1歳児5.0㎡(公立) 0・1歳児3.3㎡(私立)	○	0・1歳児5.0㎡(公立)	○	1歳児5:1(公立)	1	1	0	0	13	—	—	—	—	—
35 小平市	179	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	1	0	0	0	19	—	—	—	—	該当有り
36 日野市	153	○	0歳児3.3㎡(公立) 0歳児5.0㎡(私立) 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡(私立)	○	1歳児5:1	0	0	0	0	31	該当有り	該当有り	該当有り	該当有り	該当有り
37 東村山市	195	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	—	—	1	2	0	0	17	—	—	—	—	—
38 狛江市	79	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	0	0	0	0	11	—	—	—	—	該当有り
39 東大和市	64	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	0	0	0	0	15	—	該当有り	—	—	—
40 清瀬市	53	○	0歳児5.0㎡(公立) 0歳児3.3㎡(私立) 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡(公立)	○	1歳児5:1(公立)	0	0	0	0	14	—	—	—	—	—
41 東久留米市	104	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児5:1	1	0	0	0	17	—	—	該当有り	該当有り	—
42 多摩市	140	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	0	0	0	0	20	該当有り	—	—	—	—
43 西東京市	190	○	0歳児5.0㎡ 1歳児3.3㎡	○	0歳児5.0㎡	○	1歳児5:1	1	0	0	0	25	—	—	—	—	—
44 横浜市☆	179	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	○	1歳児4:1 2歳児5:1	152	17	0	0	580	—	該当有り	—	—	該当有り
45 川崎市☆	615	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	—	—	56	4	4	0	203	—	該当有り	—	—	—
46 相模原市☆	244	○	0・1歳児3.3㎡	—	—	—	—	0	0	0	0	82	該当有り	—	—	—	—
47 藤沢市	379	—	—	—	—	○	1歳児5:1	0	1	0	0	39	—	—	—	—	該当有り
48 茅ヶ崎市	180	—	—	—	—	—	—	1	0	0	0	24	—	—	—	—	該当有り
49 大和市	127	—	—	—	—	—	—	2	1	0	0	18	—	—	—	—	—
合計	9198	46	—	25	—	40	—	303	37	33	3	2879	8	11	5	5	11